

医療安全管理の基本指針

医療安全の取り組みは、患者が最善の医療を受ける権利の保護であり、最善の医療を提供するという医療従事者の基本的な姿である。組織の責任者及び医療安全管理者は患者の安全を守る為、リーダーシップを発揮し、医療安全管理活動に取り組み、同時に臨床の最前線にいる医療関係職種が安全に業務と行う事が出来るよう、組織全体で横断的に取り組んでいくことが重要である。

1 安全管理のための委員会

安全管理及び医療事故の防止・対策について審議するため、医療安全管理委員会を置く。

2 医療安全管理責任者

医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括するため、医療安全管理責任者を置く。

3 医療安全管理部門

医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の医療安全管理を担うため、医療安全管理者と各部門の専任の職員で構成するもの（ここにおける医療安全管理者とは、医療安全管理に必要な知識及び技能を有する職員であり、医療安全対策に関わる適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者の事を示す）。

1) 業務内容

- (1) 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価を記録する。
- (2) 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録する。
- (3) 医療安全対策に関わる取り組みの評価を行うカンファレンス（週1回程度）を開催する。

4 医療安全管理者

医療安全管理者は、病院長から委譲された権限に基づいて、病院全体の医療安全管理を中心的に担当し、以下の業務を行う。

- 1) 医療安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行う。
- 2) 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する。
- 3) 医療安全対策の体制確保のために各部門との調整を行う。
- 4) 医療安全対策に関わる体制を確保するために、職員研修を企画・立案・実施する。
- 5) 相談窓口等の担当者を密接な連携を図り、医療安全対策に関わる患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する。

5 医療安全管理のためのマニュアルの整備

病院関係職員の医療事故防止のため「医療安全管理マニュアル」を作成し、周知徹底を図る。なお、状況により随時見直しを行うものとする。

6 医療事故発生時の対応

医療事故発生時は、対応マニュアル・連絡フローチャートに従い報告を行い、報告書を提出する。
医療安全管理部門及び委員会は報告書に基づいて、内容・実情を把握し、対応・改善を協議する。

7 医療安全管理のための研修

- 1) 医療安全管理委員会は、予め作成した研修計画に従い、概ね6カ月に1回、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。
- 2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手技等を全職員に周知することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図ると共に、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。
- 3) 職員は、研修が実施される際には、極力受講するように努めなくてはならない。また、勤務等の都合により受講できなかった場合は、研修のDVD等をみて規定に沿ったレポートを提出すること。規定は別紙参照。
- 4) 病院長又は安全管理者は院内で重大事例が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。
- 5) 医療安全管理委員会は、研修を実施した時は、その概要を記録し、2年間管理する。

8 情報の共有

医療従事者からの十分な説明に基づいて、患者自身が疾病や診療内容について理解・納得・同意が得られるように情報を共有する。患者さんと医療従事者との間で患者さんの診療情報を共有し、医療上の意思決定や治療効果の向上を図ることが出来るようにする。また医療従事者間でも患者の診療情報を共有し、安全で質の高い医療の実現を目指すものとする。

9 患者相談

患者さんからの医療安全管理に関する相談を受ける体制を整え、相談に対して誠実に対応する。
患者相談は、医療相談窓口を介して相談受付をする。相談窓口は、外来相談室又は総看護師長とする。なお、医療安全に関する相談は医療安全管理者が行い、その他の療養上の相談や退院後に関わる相談は地域連携室看護師が行う事とする。

10 その他

安全管理の為の方策を検討し、医療事故防止に努める。
本指針は、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。